

# 京都大学 Kyoto iUP (Kyoto University International Undergraduate Program)

## ソーシャルメディア公式アカウント運用方針

2023年8月4日

国際・共通教育推進部留学生支援課 制定

### 1. 目的

京都大学 Kyoto iUP (Kyoto University International Undergraduate Program) ソーシャルメディア公式アカウント (以下、「公式アカウント」という。) は、京都大学 (以下、「本学」という。) 及び Kyoto iUP に関する情報を発信することにより、利用者が本学及び Kyoto iUP に対する理解を深め、本学及び Kyoto iUP への関心を高めることを目的とする。

### 2. アカウント情報

本運用方針の対象とする公式アカウントは以下のとおりとする。

#### (1) Instagram

- ・ ユーザーネーム : kyotoiup
- ・ URL : <https://www.instagram.com/kyotoiup/>

#### (2) YouTube

- ・ ユーザーネーム : Kyoto iUP\_Kyoto University
- ・ URL : [https://www.youtube.com/@kyotoiup\\_kyotouniversity6316](https://www.youtube.com/@kyotoiup_kyotouniversity6316)

### 3. 運用

公式アカウントは、京都大学国際・共通教育推進部留学生支援課が以下のとおり運用することとする。

- (1) 公式アカウントは本学に関する情報及び Kyoto iUP に関する情報を掲載する。その際、プライバシー権、名誉権、肖像権、著作権、商標権など他者の権利を不当に侵害することのないよう細心の注意を払い、関連する学内規程等及び法令等を遵守する。
- (2) 公式アカウントは「いいね」、「シェア」、「フォロー」、「タグ付け」等の機能を用いることができる。ただし、原則として、公的機関、教育研究機関、本学関係者及び Kyoto iUP 関係者以外については行わない。また、当該機関・関係者等が 6. に定める行為を行った場合には、「いいね」、「シェア」、「フォロー」、「タグ付け」等を削除する。

- (3) 公式アカウントは情報発信専用のアカウントとし、利用者からのコメントやダイレクトメッセージ等には、返信やコメントを行わない。また、公式アカウントが発信する情報に無関係または不適切と思われるコメントやリプライは、利用者の承諾を得ずに非表示または削除する場合がある。なお、無関係または不適切と思われるコメントやリプライが続いた場合、当該利用者のアカウントをブロックする場合がある。

#### 4. 知的財産権

公式アカウントに掲載されている文章、写真、イラスト、音声、及び動画等の知的財産権は本学または正当な権利を有する権利者に帰属する。

#### 5. 免責事項

- (1) 公式アカウントが発信する情報の正確性、完全性、正当性の確保に努めるが、これらを完全に保証するものではない。
- (2) 公式アカウントにおいて「いいね」、「シェア」、「フォロー」、「タグ付け」等の機能を用いた場合においても、特定のアカウントに対する本学からの支持を表すものではない。
- (3) 公式アカウントへのユーザーからのコメント等について、正確性、完全性、正当性を認めるものではない。
- (4) 公式アカウントの掲載情報を利用または信用したことにより、ユーザーまたは第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (5) ユーザー間またはユーザーと第三者間のトラブルにより、ユーザーまたは第三者に生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (6) システム障害、保守などにより事前に通知することなく、公式アカウントの運用を停止する場合がある。また、本学の事情により、事前に通知することなく本アカウントを削除する場合がある。
- (7) 本運用方針は、予告なく変更する場合がある。

#### 6. 禁止事項及び利用者からの書き込みの削除等

以下の各項に該当する行為を禁止するとともに、これらの行為に該当する場合は、予告なく、コメント等の削除、アカウントのブロック等を行う場合がある。

- (1) 本人の承諾なく、他のユーザーまたは第三者の個人情報を特定、開示、漏洩する行為
- (2) 本学、他のユーザーその他の第三者に損害を与える行為
- (3) 本学、他のユーザーその他の第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為

- (4) 本学、他のユーザーその他の第三者を誹謗、中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける行為
- (5) 公序良俗に反する行為、あるいは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (6) 公式アカウントの目的に関係ない投稿を行う行為
- (7) その他ソーシャルメディア提供会社の定める不正行為に該当する行為
- (8) その他本学が不適切とする行為

## 7. その他

- (1) その他公式アカウントに関して必要な事項は、京都大学国際・共通教育推進部留学生支援課が定める。
- (2) 本学の正式な発表に関しては本学公式ホームページ及びプレスリリースを通じて情報発信する。